



第3章 都市整備の基本方針

3. 1 将来都市像

3.1.1 総合計画における将来都市像

第3次小竹町総合計画においては、町の将来像を「ふれあう18活気にみちた住みよい町 こたけ」とし、目指す都市像を実現するために5つの目標を定めています。

◇将来都市像

ふれあう18活気にみちた住みよい町 こたけ

◇5つの基本目標

- ・ 快適でやすらぎのある町
- ・ 豊かさと活気にみちた町
- ・ 健康で心ふれあう町
- ・ 感性豊かな人づくりの町
- ・ みんなで考える明るい町

この将来都市像は、基幹産業であった石炭産業の衰退によって急激な人口流出を経験し、生活及び生産の基盤である大地が崩壊し、全国的にも類をみない重鉦害地として放置されたため、地域イメージがきわめて暗いものとなりましたが、小竹団地の整備や周辺市町村における工業団地への企業立地や研究学園都市構想などにより地域環境に変化がみられてきたことから町民がふるさと小竹を魅力ある町と感じ、協調性があり、みんなが住みたくなる町の実現を目指すために定められたものです。



3.1.2 都市計画マスタープランにおける将来都市像

本計画では、これから小竹町が進んでいく方向性を見定め、第3次小竹町総合計画に掲げた将来像を踏まえ、「小竹町都市計画マスタープラン」における将来都市像を以下に定めます。

◇将来都市像

キャンパス(小竹町)に希望を描けるまちづくり
～夢・和・活～





3. 2 都市づくりの基本目標

先に示した都市像を実現するためには、自然環境に恵まれた快適でやすらぎのある、誰もが住みたくするような居住環境を持ち、町の産業をはじめ町に暮らす人々や働く人々が明るく元気のあるような都市づくりを進めていく必要があります。そこで、以下に3つの都市づくりの基本目標を示し、将来像実現に向けた都市づくりを進めていきます。

◇都市づくりの基本目標

快適で良好な居住環境を目指す、**夢**の都市づくり

水とみどりに心和む、ふるさととしての都市づくり

産業の振興による**活**気にみちた都市づくり





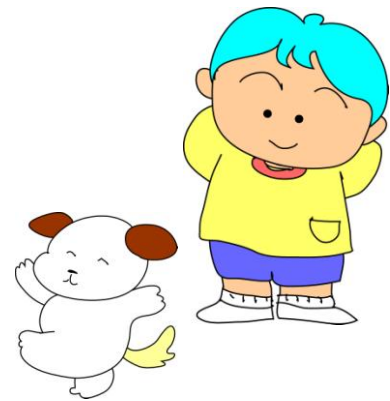
3.2.1 快適で良好な居住環境を目指す、夢の都市づくり

本町には長崎街道や遠賀川などがあることから、古くから交通ネットワークの要衝の地でした。このような歴史的資源は身近で重要な資産として町民の暮らしの中にとけ込んでいました。また、周囲を取り囲む緑の山々や丘陵等、豊かな自然環境を享受しながら生活してきました。

こうした環境を守り育てていくとともに、一方で、良質な居住環境の形成のための土地の有効利用を促進し、総合的な生活基盤整備を進め、いつまでも住み続けたい快適な都市づくりを進めます。



七福の春





3.2.2 水とみどりに心和む、ふるさととしての都市づくり

本町には、遠賀川や南良津川、四反田川などの河川やみどり豊かな丘陵地と田園、また、合屋古墳や入道ヶ池遺跡等の歴史的資源が存在しています。

この豊かな自然環境や貴重な歴史的資源を小竹町の象徴として守り、育てながら町民が憩い楽しみ、自分たちのふるさととして誇りを持って暮らせるような都市づくりを進めます。



南良津親水公園



3.2.3 産業の振興による活気にみちた都市づくり

石炭産業の衰退により地域の活力低下を余儀なくされた本町にとっては、新たな時代に向け活気にあふれたまちとして再生していくことがきわめて重要な課題です。

このため、町内に立地する既存の工業団地の振興や新たな工業団地として整備された小竹団地への積極的な企業誘致を推進します。また、JR 小竹駅の整備、列車の電化等により、鉄道交通の利便性が向上したことから、住宅地や商業・業務施設の整備、幹線道路網の整備等を進め、活気に満ちた都市づくりを図ります。





第4章 都市づくりの方針

4.1 将来の都市構造

将来の都市構造については、将来都市像「キャンパス（小竹町）に希望を描けるまちづくり～夢・和・活～」を実現するため、現況の都市構造を踏まえながら、今後取り組むべき課題や上位・関連計画等を考慮し、整理します。

4.1.1 都市軸

都市づくりの骨格になり、小竹町の道路体系整備や土地利用形成の基本的な方向性を位置づけるための「軸」を以下のように設定します。

(1) 広域連携軸

南北軸：国道 200 号／JR 九州筑豊本線（福北ゆたか線）
東西軸：県道宮田小竹線／町道勝野・勢田線

小竹町の中央部を南北に通過する国道 200 号と JR 九州筑豊本線、また、東西方向に伸びる県道宮田小竹線と町道勝野・勢田線を広域連携軸として位置づけます。

(2) 地域連携軸

広域産業循環道路等

近隣市町と連携する一般県道とこれらを補完する幹線町道を、地域連携軸として位置づけます。



(3)自然軸

遠賀川

町の中央部を貫流する県下第2の規模を誇る遠賀川を本町における水とみどりの軸として位置づけます。



遠賀川河川敷



4.1.2 都市拠点

(1) 中心拠点

小竹町役場と JR 小竹駅を含む一帯

国道 200 号と県道宮田小竹線が交差する小竹町役場周辺は本町の中心市街地的役割を担っています。

町道勝野・勢田線の整備が進み、JR 小竹駅西口の開発計画では、住宅地を中心に商業・公共・公益施設等の整備を推進することにより、この地域を本町の中心拠点として位置づけ、町の顔としてふさわしい整備を進めます。



中心市街地のまちなみ

(2) 交通拠点

JR 勝野駅とその周辺

JR 勝野駅とその周辺を交通拠点として位置づけ、利用者の利便性向上を図る周辺環境の整備に努めます。



(3)レクリエーション拠点

町民体育館・児童体育館／中央公民館／総合運動公園
合屋古墳／権現堂溜池

町民体育館・児童体育館や中央公民館、総合運動公園等の公的施設が整備されている地域一帯及び権現堂溜池、合屋古墳周辺をレクリエーション拠点として位置づけ、町民のレクリエーションやスポーツ活動の推進に努めます。

(4)健康拠点

町立病院／保健センター

町立病院や保健センターが立地している地域を町民の健康推進活動の拠点として位置づけ、住民が安心して健やかに生活できる環境づくりをします。また、施設周辺はお年寄りや高齢者が安心して利用できるようバリアフリー化に努めます。



小竹町立病院・小竹町保健センター



(5) リフレッシュ拠点

小竹団地北側の調整池

小竹団地北側の調整池をリフレッシュ拠点として位置づけ、生態系や水質保全に配慮した親水空間の形成に努めます。

(6) 工業拠点

御徳工業団地／小竹団地

御徳工業団地や小竹団地を本町における工業拠点として位置づけ、より一層の工業振興を図るとともに、地域社会の発展と雇用の安定、高付加価値を生む基幹的な企業の誘致を進めます。

御徳工業団地一帯については、南側に用地の拡大及び幹線道路の整備を図り、工業地としての立地環境向上に努めます。また、小竹団地では、周辺の住環境との調和に配慮しつつ、町の基幹産業となるような企業誘致を積極的に進め、本町における新たな工業拠点の形成を図ります。



御徳工業団地

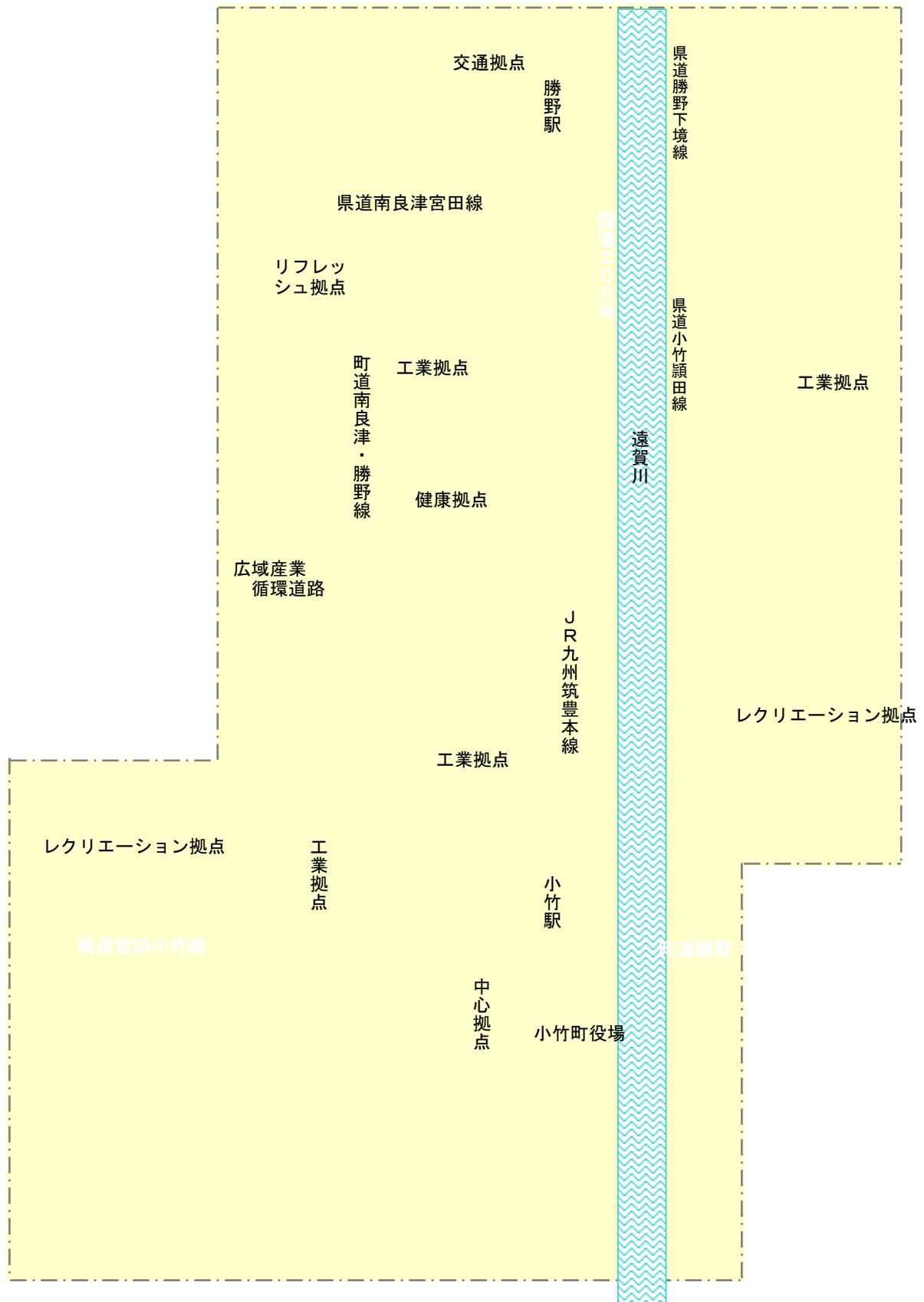


図 4-1 将来都市構造



4. 2 都市づくりの基本方針

4.2.1 土地利用の方針

本町における基本的な土地利用の方針として、主要用途ごとの土地利用方針を以下のように定めます。

(1) 住居系

- 既存の集落及び住宅地については、快適で良好な住環境の整備・保全に努めます。
- 宅地化の進行しつつある地区については、無秩序な開発を抑制するため、地区計画等の導入を検討し、計画的な住宅地の形成を誘導します。
- 木造住宅の密集した地区については、建物の耐火化や狭隘道路の改善とともに、オープンスペースの確保に努め、防災面を配慮した安全で快適な住宅地の形成を図ります。

(2) 商業・業務系

- 町役場南側の国道 200 号沿い一帯の既成市街地は、既存の商店等と住宅が混在する地域であるため、周辺の住環境に配慮しながら、商業・業務機能の集積を促進し、町の中心拠点として、賑わいと活力のあるまちづくりを推進します。

(3) 工業地

- 工業用地については、工業団地への企業立地を促進するとともに、周辺の生活環境と調和した工業地としての活用を図ります。

(4) 農地

- 本町では農地のほ場整備はほぼ完了していますが、農業就業者の減少及び高齢化の進行により、農用地は減少する傾向にあり



ます。今後は、地域の自然環境等に配慮しながら、優良農地の積極的な保全を図るとともに、整備された農地を活用して農業生産の拡大に努めます。

- 兼業農家や高齢農家などを包括する地域ぐるみの営農体制の確立を図り、中核的農家の規模拡大のための農用地の流動化を促進し、農地の集積により農業生産性の向上に努めます。

(5) 森林地

- 森林が持つ多様な機能（防災機能、環境保全機能、水源涵養機能、保健休養機能等）を考慮して、森林地の保全・整備を図ります。

(6) 公園・緑地

- 公園緑地の整備については、「小竹町緑の基本計画」に基づく計画的な整備、適正配置を図ります。
- 総合運動公園を公園・緑地の核として位置づけ、地域に点在する小公園や緑地等をネットワーク化することにより点的な公園整備から面的な整備への展開を図り、都市と緑が一体化した特色ある都市環境の形成を図ります。

(7) レジャー・レクリエーション地

- ゴルフ場及び権現堂溜池周辺はレジャーやレクリエーションの場として活用し、周辺の自然環境や景観の保全に配慮しつつ整備を図ります。

(8) 水面

- ため池や河川などの水系は治水としての整備を推進します。また、水とみどりが織りなす豊かな景観を活用し、公園等の整備によるレクリエーション空間の形成を図ります。
- 遠賀川は、本町の特徴的な景観要素（シンボル）となっている



ため、治水機能の整備を進めることはもちろんのこと、町民や来訪者にとってやすらぎの空間となるような親水性の高い整備を促進します。

- 河川浄化のための啓発活動を積極的に展開し、住民意識の高揚を図り河川環境の維持・向上に努めます。

(9) その他自然地

- 遠賀川河川敷は、現在、大部分が採草放牧地となっていますが、今後、親水空間の形成などにより、憩いとやすらぎの場としても活用していきます。

4.2.2 市街地整備の方針

(1) 住宅市街地の整備

- JR 小竹駅西口は、「小竹駅西口土地利用基本構想」に基づき、交通の利便性を踏まえた快適な住宅地の形成を図ります。
- 御徳波打地区で新たな住宅地の造成を推進し、良質な住環境を有する住宅団地の形成を図ります。
- ボタ山跡地については、シルバー・福祉等の多目的活用を図る地域と位置づけ、福祉施設や医療施設等の立地も進め、高齢者のための住宅地形成を図ります。

(2) 工業団地の整備

- 小竹団地においては、現在、土地造成が完了しており、今後は、積極的な企業誘致と産業集積を推進し、本町の新たな産業拠点として、地域社会の活性化に努めます。
- 御徳工業団地一帯については、南側に用地の拡大及び幹線道路の整備を図り、工業地としての立地環境向上に努めます。
- 小竹駅西の既存工場においては、面的整備等による再配置を検討します。

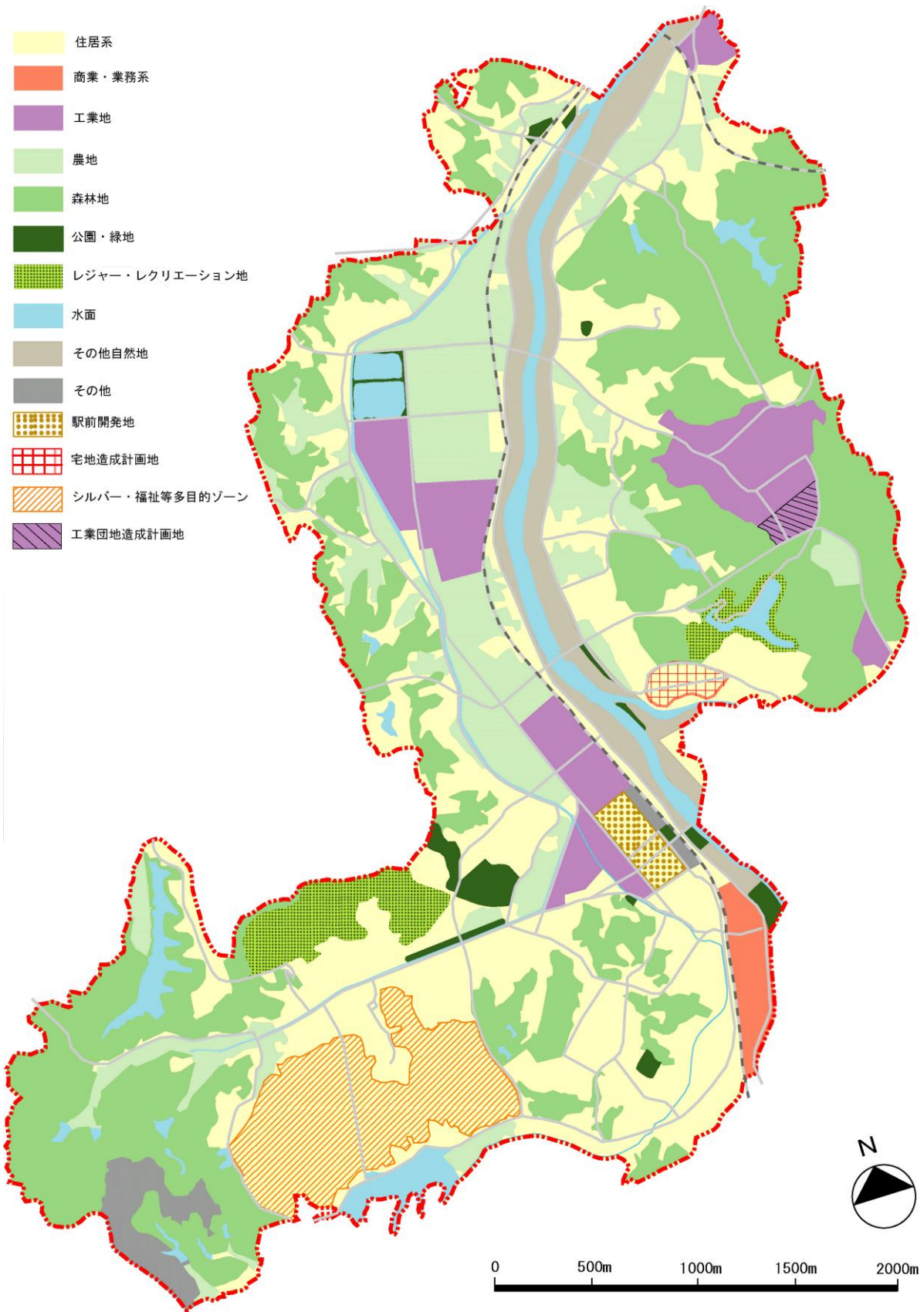


図 4-2 土地利用構想図



4.2.3 都市施設の整備方針

(1) 道路

① 主要幹線道路

- 主要幹線道路として位置づけられている国道 200 号については、広域交通ネットワークの形成に向けた改良整備の促進に努めます。

② 幹線道路

- 県道宮田小竹線に接続する町道勝野・勢田線の早期完成をめざします。また、遠賀川右岸のふれあい橋から庄内川をわたる路線の実現化に努め、両路線の接続による、道路・交通体系の円滑化を図ります。

③ 補助幹線道路

- 主要な町道については、幹線道路へのアクセス性の向上を図りつつ、生活道路としての安全性・快適性の確保に努めます。
- 広域産業循環道路については、東西地区の交流活発化や産業の振興を図るため、改良整備の促進に努めます。
- JR 勝野駅への利便性向上のため、宮田線跡地の道路整備を図ります。
- 赤地地区から JR 勝野駅を経て、宮田町方面に至る道路の整備を促進します。

④ その他の道路

- 生活道路となっている町道については、道路の拡幅等による改良・整備を行い、安全で快適な道路網の形成に努めます。

⑤ サイクリング道

- 町民の憩いの空間として遠賀川に沿って整備されたサイクリン



グ道沿いに、親水公園や休憩所等を配置するなど、町民の利用に向けさらなる機能の向上を図ります。

(2) 交通体系

- 鉄道については、JR 小竹駅の周辺の整備を進め、本町における交通拠点にふさわしい施設づくりを目指します。
- バスについては、増便や運行ルートの見直し等の検討を関係機関へ要請し、地域住民の生活利便性の向上を目指します。
- 道路整備にあたっては、バリアフリーの観点から高齢者や障害者が安心して利用できる道路づくりを推進します。



J R小竹駅西口広場

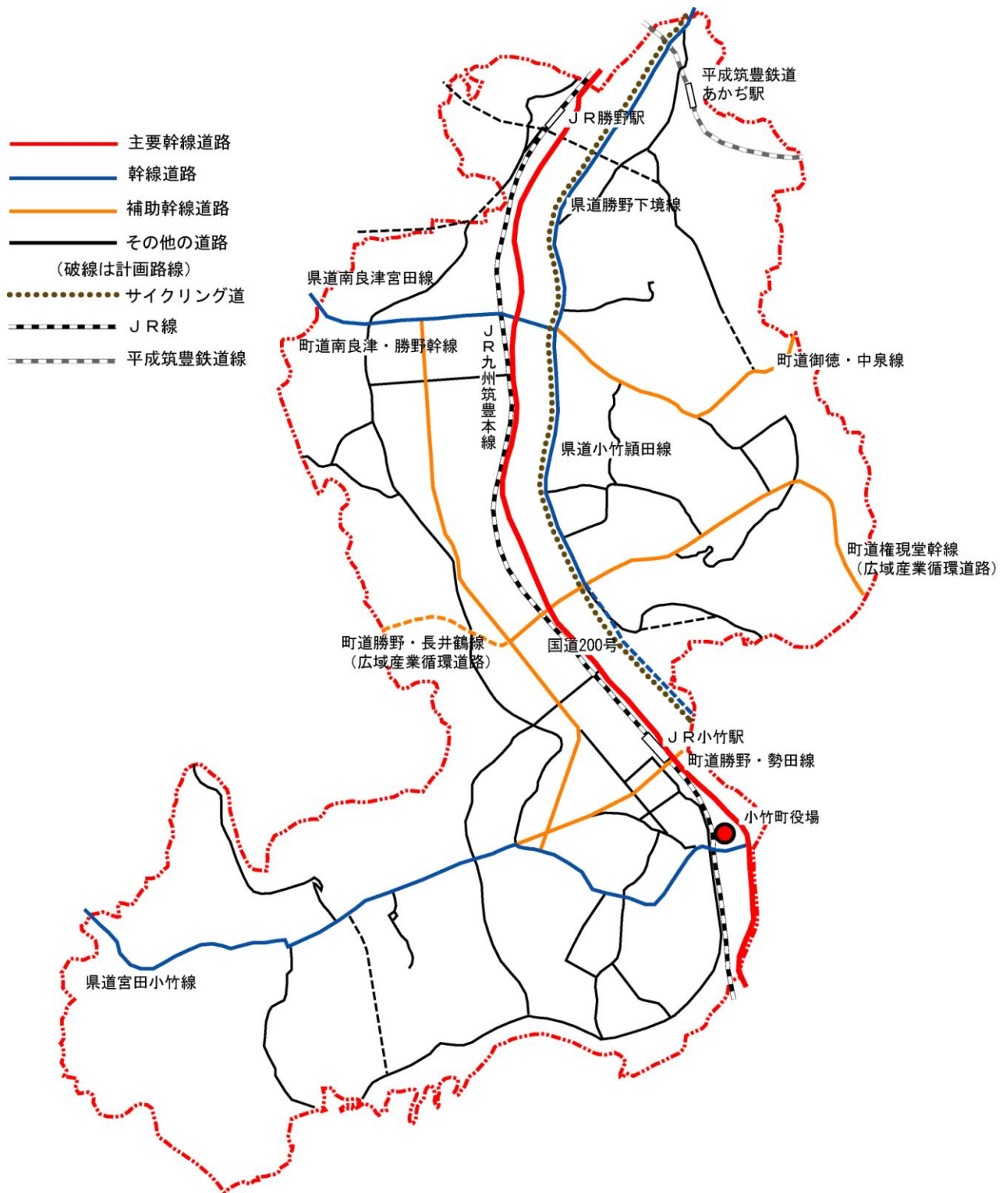


図 4-3 道路・交通体系図



(3) 上・下水道

① 上水道

- 企業立地や宅地開発による人口増加などにより見込まれる水需要の増大については、良質かつ安定した供給を図るため、新たな水源探索を引き続き行うとともに、周辺市町村や関係機関との連携を図りながら、新たな水資源の確保に努めます。
- 水資源は有限であるため、町民に対して貴重な資源であることを周知し、節水意識を啓発するとともに、漏水防止のために老朽管の敷設替えを実施し、行政と町民とが協力して効率的かつ合理的な水利用の促進に努めます。

② 下水道

- 本町では、生活環境の改善や公共用水域の水質保全のために、今までは合併処理浄化槽整備事業や、平成9年より供用開始をしている農業集落排水事業の推進を行ってきたところですが、住宅密集地区等、比較的人口密度の高い地域においては、公共下水道により整備することが適当であるものと考え、平成11年度から福岡県とともに直方市、宮田町、若宮町及び本町の1市3町を対象とした遠賀川中流流域下水道事業が着手されました。



南良津・新山崎・中央地区 農業集落排水污水処理施設



今後は本町全域を公共下水道事業を主に整備を図るものとし、公共下水道の対象とならない地域については、合併処理浄化槽の普及促進に努めます。

(4) ゴミ処理・し尿処理施設

- ゴミ処理については、リサイクルの促進等によりゴミの排出量低減に努め、周辺市町との調整を図りながら、環境に十分配慮したゴミ処理施設の整備を推進します。
- し尿処理施設については、公共下水道の整備による処理量の変化を見据えながら、周辺市町との調整を図り、広域的対応による施設整備を推進し、衛生的で快適な居住環境の形成に努めます。

(5) 公園・緑地

- 総合運動公園を町民のスポーツ活動、レクリエーションの拠点として位置づけ、施設の整備と機能の充実を図ります。
- 小竹団地北側の調整池は生態系や水質保全に配慮した親水空間としての整備を図ります。
- 権現堂溜池や本入溜池周辺は、町民の憩いの場としての遊歩道やレクリエーション施設等の整備を図ります。
- 既存公園の整備充実を図るとともに、町民の居住状況やアクセス等を十分踏まえ、適正な配置計画による公園整備を進めます。

(6) その他施設

① 福祉施設

- 高齢化社会の中、高齢者が他の世代とともに活力を持って明るく安心して生活できる地域社会の実現を目指します。
- 福祉施設については、在宅保健福祉サービスの効率的な供給体制を整備するため、民間施設や民間活力も考慮に入れた中核的



な機能を備えた施設の整備・充実を図ります。また、これらの福祉施設の整備にあたっては、付随する道路や公園等におけるバリアフリー化を推進し、高齢者や障害者をはじめとする全町民が利用しやすい施設の整備に努めます。

②学校教育施設

○幼稚園、小学校、中学校等の教育施設における質的向上を図るため、校舎や体育館、運動場等については、不足施設の整備や老朽施設の改善に努めます。

③コミュニティ施設

○ふれあいのある住みよいまちづくりをめざし、町民の自主的・自発的なコミュニティづくりを促すとともに、活動の拠点となる地区公民館や集会所等の施設整備を促進します。

④文化・観光・レクリエーション施設

○余暇時間の増大、長寿社会の到来などにより観光やレクリエーション需要の増加が見込まれることから、地域の自然的・歴史的、あるいは文化的資源を活かした観光・レクリエーション施設の整備を促進します。

⑤地域安全施設

○青少年の犯罪や事故防止のため、公園等、青少年の溜まり場となる箇所の環境改善に努めます。

○近年本町においても各種街頭犯罪が急増していることから、防犯灯等の防犯施設の整備を推進するとともに、住民一人一人が、自主的に協力して防犯活動や地域安全活動に参加でき地域ぐるみの防犯体制強化を図り、町民が安全で安心して暮らせる生活環境の形成に努めます。



4.2.4 都市景観の整備方針

(1)住宅地

- 周辺の田園や山林等の自然景観との調和に配慮し、良質な住宅地の形成に努めます。
- 建物周辺や生活道路沿道の緑化を推進し、うるおいと落ち着きを持った住宅地としての景観形成に努めます。

(2)商業・業務地

- 新たな商業地の創出を図り、沿道の緑化や歩道のカラー舗装化、店舗の統一的な修景整備、オープンスペースの設置を図り、快適で賑わいのある買い物空間の形成に努めます。

(3)工業地

- 工場敷地周辺の緑化推進や建物の色彩に配慮し、周辺環境と調和の取れた良好な景観形成に努めます。

(4)道路景観

- 幹線道路の植栽等による緑化については、沿道に立地する施設等、周辺環境との調和に配慮し、良質な道路景観の形成に努めます。
- 幹線道路沿道の商業・業務施設等については建物前面にオープンスペースを確保するなどしてゆとりの空間確保に努めます。

(5)自然景観

- 本町は遠賀川、丘陵地、田・畑・樹林地等多くの自然的要素に恵まれているため、積極的な保全を図ります。
- 本町のシンボルである遠賀川等の河川・ため池の水辺空間については、河岸の緑化・周辺緑地の保全を進めるとともに、親水空間としての整備にあわせて良好な水辺の景観形成に努めます。



- 市街地周辺の農地については、農用地区域を中心に保全を図り良好な田園景観の保全・形成に努めます。

(6) 歴史的景観

- 合屋古墳等の周辺環境の整備を推進し、歴史的資源の活用・保全を図ります。
- 絹干神社周辺の環境整備を推進し、郷土文化である神相撲の保存・継承に努めます。
- 南良津神社周辺の整備を推進し、郷土文化である獅子舞の保存・継承に努めます。

4.2.5 都市防災の方針

- 災害の発生が予想される危険箇所の把握に努め、「小竹町地域防災計画」を基本とした災害に強いまちづくりを推進します。
- 道路整備事業や河川整備事業などの各種事業との調整を図りながら、避難場所や避難路の確保を目的とした公園や道路の整備に努めます。
- 役場や公民館等の防災拠点、病院等の位置を記した防災マップを各世帯に配布し、町民の防災意識向上に努めます。
- 防災行政無線の運用により、災害時の通信・連絡体制を確保し、災害情報の収集・伝達を行うとともに、防災・応急救助・災害復旧の活動の円滑化を図り、安心して暮らせるまちづくりに努めます。